

自転車のヘルメットに関する規定

山口県立宇部商業高等学校
生徒部

1. 遵守事項

(1) 種類について

自転車用のヘルメットを着用すること。(産業用や野球用のヘルメットは不可)

(2) 形状について

下記の「3、ヘルメット参考資料」のヘルメットに類似すること。

ヘルメット着用の際に顔が見えること。

(3) 色について

特に定めない。

(4) 安全性能について

SG、JCF、CE、CPSCマークのいずれかまたは複数が表示されていること。

3. ヘルメットの参考資料



令和6年4月1日より施行